

# 平成20年分所得の申告相談が始まります

## 2月16日(月)～3月16日(月)

平成20年分の所得税(平成21年度市県民税、国民健康保険税等)の申告相談が始まります。

所得金額の多少に関わらず、確定申告をしなければ所得・課税証明書は交付されません。また、所得のない人についても、国民健康保険税の減額制度が受けられないだけでなく、福祉医療・教育・住宅・国民年金等の各種申請のときに支障をきたしますので、必ず適正な申告をしましょう。

### 確定申告が必要な人

#### 一般の人の場合

農業・商業・工業・漁業など事業を営んでいる人  
公的年金、地代や家賃の収入、不動産や株式売却などの所得がある人  
生命保険や損害保険の満期・解約等で一時金を受け取った人など

#### 給与所得者の場合

給与所得者のほとんどが、年末調整で所得税の精算をしているので、確定申告をする必要はありません。ただし、次の人は確定申告をする必要があります。  
給与所得および退職所得以外の収入がある人  
2カ所以上から給与を受けている人

### 確定申告により税の還付を受けられる人

次の項目に該当する人は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されます。

源泉徴収された税金(退職者で年末調整をしていない人など)や、予定納税で所得税を納め過ぎの人  
給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の所得控除を受ける人  
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の摘要を受ける人

### 申告相談の会場・日程

申告会場は市内7カ所です。平成21年1月1日現在に住民票がある町の申告会場で、申告をしてください。

日程は、今月号の「広報みとよ」とともにお配りした申告相談日程表をご覧ください。

### 申告相談に持っていくもの

#### 所得金額がわかるもの

給与・退職所得や公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書(原本)  
収支内訳書  
事業所得(営業、農業、不動産)のある人は、自分で作成した収支内訳書をお持ちください。  
不動産の使用料等の支払調書、配当証明書、公的年金以外の年金の支払調書、保険満期・解約等の一時金の支払調書、不動産の譲り受けの対価の支払調書など、それぞれの所得について証明する書類

#### 所得控除金額などがわかるもの

生命保険料、損害保険料、個人年金保険料証明書、国民年金控除証明書  
医療費の領収書  
医療費控除を申請する場合は、医療費の合計額をあらかじめ計算しておいてください。  
住宅借入金特別控除関係書類  
身体障害者手帳等  
障害者控除を申請する人は、申告の際に身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保険福祉手帳等の提示が必要になります。  
また、要介護4もしくは要介護5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所市民サービス課で発行する「認定証明書」を申告の際に提出すれば障害者控除を受けることができます。

#### 申告に必要なもの

印鑑  
所得税の還付を受ける人・納める人は、必ず本人名義の振替先金融機関の口座が分かるものを持参してください。  
また、納める人は、通帳の届出印鑑も忘れずに持参してください。

プライバシー保護の観点から、原則として申告に来た人のみの相談となりますが、ご家族の代理申告をする場合は、その人の申告に必要な資料(源泉徴収票など)を持参してください。

# 長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料について

## 「年金からの天引き」と「口座振替」の選択制に変わります

平成21年度の長寿医療(後期高齢者医療)制度における保険料は、原則として年金天引き(特別徴収)となり、対象者は4月年金支給分から特別徴収されますが、申し出により口座振替(普通徴収)に納付方法を変更することができます。(口座振替により保険料を納付した場合は、納付した人に所得税等の社会保険料控除が受けられ、税負担が少なくなる場合があります。)

平成21年度からは、今までの要件が撤廃され、『年金からの天引き』と『口座振替』の選択制になります。(支払いする保険料の総額は変わりません)

### 4月年金支給分より特別徴収される対象者

2月支給の年金が特別徴収(年金天引き)になる人

平成20年度の途中で資格を取得し、新たに特別徴収ができると判定された人

### 手続きの方法

年金天引き中止には、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」の提出と、金融機関への口座振替手続きが必要です。金融機関での口座振替手続きだけでは、年金天引きは中止されません。税務課または各支所市民サービス課へ「納付方法変更申出書」を提出してください。

### 手続きの期限

2月5日(木)までに手続きすると、4月分の年金天引きが中止され、7月から口座振替で納付できます。

上記の期限までに申し出がない場合は、年金天引きの中止が6月分以降になりますので、ご了承ください。

## 寄附金控除の対象が拡大されました

平成20年度税制改正により、個人住民税の寄附金税制が拡充されました

### 主な改正点

対象寄附金	現行の対象寄附金に加え、香川県または三豊市が条例により指定した寄附金が追加されました。三豊市の場合は、市内に主たる事務所がある社会福祉法人が対象です。
適用となる下限額	これまでは10万円を超えないと対象となりませんでした。改正により5万円を超える部分の寄附金が対象となりました。

## 県税事務所が統合します

4月1日に、県内4つの県税事務所を統合して、高松合同庁舎内に「香川県県税事務所」を設置します。

統合により県民の皆さんの利便性が低下しないよう、納税証明書の発行などの一部の窓口業務は、西讃県民センター(西讃県税事務所と同所在)で行いますが、納税はできません。お近くの金融機関やゆうちょ銀行をご利用ください。

なお、身体等に障がいがあり歩行が困難な人には、一定の要件のもとで自動車税を減免する制度があります。要件や受付日などの詳細についてはお問い合わせください。

統合後の新事務所と県民センターの連絡先

香川県県税事務所(4月1日設置) 087-806-0302

西讃県民センター 25-5200

問い合わせ

県総務部税務課 087-832-3065

## 納期限内に納めましょう

2月は、固定資産税(第4期分)

国民健康保険税普通徴収(第8期分)

介護保険料普通徴収(第8期分)

後期高齢者医療保険料普通徴収(第8期分)

の納付月です。

口座振替日および納期限

**3月2日(月)**

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

## 要介護4・要介護5の認定を受けている人へ

～ 障害者控除を受けられます ～

身体障害者福祉法による障害者認定を受けていない人でも、前年の12月31日時点で介護保険の要介護4もしくは5の認定を受けている人は、(特別)障害者控除の対象になります。

対象となる人は、確定申告の際に「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、介護保険課または各支所市民サービス課へ申請してください。

問い合わせ 介護保険課 73-3017

